

## 亀山市告示第168号

亀山市成年後見サポート事業実施要綱を次のように定める。

令和4年7月13日

亀山市長 櫻井 義之

### 亀山市成年後見サポート事業実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が十分ではない者（以下「判断能力が十分ではない者」という。）の権利や財産を守る支援体制を構築するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき実施する亀山市成年後見サポート事業（以下「サポート事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (事業の実施)

第2条 市長は、サポート事業を実施するほか、法第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画に基づいたサポート事業の事務の全部又は一部を社会福祉法人亀山市社会福祉協議会に委託するものとする。

#### (事業の内容)

第3条 サポート事業は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 成年後見制度の普及啓発
- (2) 成年後見制度の利用に係る相談支援
- (3) 成年後見制度の利用の促進
- (4) 成年後見人、保佐人及び補助人の支援
- (5) 成年後見制度における法人後見の支援
- (6) その他市長が必要と認める事業

#### (配置職員)

第4条 市長が委託するサポート事業の受託者（以下「受託者」という。）は、前条各号に掲げる事業を推進するため、社会福祉士の資格を有する者を置くものとする。

#### (中核機関の設置)

第5条 市長は、第3条各号に掲げる事業の中核的な役割を担う機関（以下「中核機関」

という。)を設置するものとする。

2 中核機関の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(台帳の作成等)

第6条 受託者は、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理するものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 関係機関と判断能力が十分ではない者に対する支援を図るために必要な個人情報を共有する場合は、亀山市支援会議設置要綱(令和2年亀山市告示第64号)に規定する支援会議を活用するなどの適正な方法により行わなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、サポート事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の施行に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。